

南九州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例をここに公布する。

令和7年7月1日

南九州市長 塗木弘幸

南九州市条例第18号

南九州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

南九州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26
年南九州市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。